

赤穂市庁用車管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年5月26日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第50号

赤穂市庁用車管理規程の一部を改正する規程

赤穂市庁用車管理規程（昭和45年赤穂市訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

第3号様式中「・その1」を削り、

「

関係課 連絡	財政課	契約管財課	会計課

」を

「

関係課 連絡	契約管財課	行政課	財政課	会計課

」に改め、「(第3号様式・そ

の2)」を削り、「ご報告申し上げます」を「報告します」に、

「報告者 甲との関係（ ）

乙との関係（ ）

㊟」を

「報告者 甲との関係（ ）

乙との関係（ ） 氏名 _____ ㊟」に改める。

第4号様式中「・その1」及び「(第4号様式・その2)」を削り、

協 議	財政課長	契約管財 課長	会計課長	添付書類
				1. 診断書

	財政係長	管財係長	出納担当係長	2. 事故発生状況 3. その他 ()
--	------	------	--------	-------------------------

「

」

を

「

協 議	契約管財課長	行政課長	財政課長	会計課長	添付書類 1. 診断書 2. 事故発生状況 3. その他 ()
	管財係長	行政係長	財政係長	出納担当係長	

」

に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。